

## 日向市における営業時間短縮要請について

- 対象地域：日向市
- 対象店舗：食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
- 営業時間短縮を要請する期間：4月12日（月）～4月30日（金）  
（4月12日（月）午後8時から5月1日（土）午前5時まで）
- 協力金の支給対象となる期間：4月14日（水）～4月30日（金）  
（4月14日（水）午後8時から5月1日（土）午前5時まで）

※感染状況により期間の短縮もあります。

- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：34万円（店舗ごと）

4月14日（水）～4月30日（金）の17日間全て営業時間短縮を行った場合に支給されます。  
なお、要請期間が短縮された場合は、短縮された日数×2万円が減額となります。

- 問い合わせ先：日向市商工港湾課（申請について）TEL 0982-52-2111  
宮崎県衛生管理課（時短要請に関すること）TEL 0985-44-2628  
宮崎県福祉保健課（協力金に関すること）TEL 0985-26-7075